

訂正とお詫び

「平成28年度版 1級建築士試験 学科 過去問スーパー7」に誤りがありますので、下記のとおり訂正いたします。

ページ	該当項目	誤	正
p. 266	平成26年 No.18 肢3 1行目	準防火地域内の 特殊建築物 であるので、	準防火地域内の 建築物 であるので、
p. 410	平成25年 No.25 肢2 2行目	延べ面積が275㎡以上のもののうち、	削除
p. 682	平成23年 No. 7 肢2 3行目	及び 令第115条の2の2 ）と、	及び 令第129条の2の3第1項第一号ロ ）と、
p. 827	平成22年 No.27 肢3 2行目	延べ面積が275㎡以上のもののうち、	削除
p. 887	平成21年 No.25 肢3 ※	地上2階建ての旅館	平屋建ての料理店
p. 959	平成21年 No.25 肢3 1行目 ※	旅館 は、消防法施行令別表第1 (5) 項イに該当する。同法施行令第21条第1項第三号に	料理店 は、消防法施行令別表第1 (3) 項イに該当する。同法施行令第21条第1項第三号イに

※補足 平成21年No.25 選択肢3

消防法令第21条「自動火災報知設備に関する基準」については、消防法令別表第1(5)項イ（旅館、ホテル等）、(6)項イ（病院、診療所等）、(6)項ハ（老人福祉センター等）において、利用者を入居させ又は宿泊させるものはこれまでの面積要件が外され、面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要な防火対象物に改正されました（平成27年4月1日施行）。そのままではNo.25の肢3は自動火災報知設備を設ける必要があるものとなり、この問題の答えではなくなりますので、肢3の旅館を料理店に変えることで、この改正に対応させた問題としました。

また、自動火災報知設備設置基準の問題解法については、令第21条第1項第一号から第十五号により、設問の建築物が該当しているかどうかを確認します。第七号では、第一号から第六号に該当していなくても、2以上の直通階段の有無による判断が必要となります。今回、肢3を「地上2階建て」から「平屋建て」に変更したのは、この第七号を回避するためです。

以上、訂正がありましたことを深くお詫びいたします。